

# 社協・生活支援活動強化方針「第2次アクションプラン」・概要

## 「行動宣言」にもとづく「強化方針」の柱

○ あらゆる生活課題への対応

○ 地域のつながりの再構築

**「地域共生社会の実現」に向けた社協実践の着実な推進⇒「包括的な支援体制」における「協働の中核」を担う**

地域住民から寄せられる多様な**地域生活課題**を受け止め、**地域を基盤**にして解決につなげる支援やその仕組みづくりを行う。

**小地域における住民主体の福祉活動を一層強化するとともに、社会福祉法人、民生委員・児童委員、ボランティア・NPO団体、地域の関係機関や団体との連携・協働の取り組みを広げることで、地域のつながりの再構築を図り、地域共生社会の実現に向けた実践をすすめる。**

## 「強化方針の柱」の実現のために強化すべき行動

### 1. アウトリーチの徹底

- (1) 小地域を単位にしたネットワークの構築
- (2) コミュニティソーシャルワーカー（地域福祉コーディネーター）の確保・育成
- (3) 新たな地域ニーズに対応する在宅福祉サービスの展開

ステップ① ↓ ステップ②

### 2. 相談・支援体制の強化 (総合相談体制の構築) (生活支援体制づくり)

- (1) 相談窓口の総合化と職員チーム対応力の向上
- (2) 部門間横断の相談支援体制づくり

ステップ① ↓ ステップ②

- (1) 多様な生活課題に対する生活支援サービスや福祉活動の開発・実施
- (2) 在宅福祉サービス事業部門における多様な生活課題への対応
- (3) 住民組織、社会福祉施設・福祉サービス事業者、ボランティア・NPO等とネットワークや教育機関などとの連携による自立支援プログラム等の開発・実施
- (4) 既存制度では対応が難しい課題解決に向けた組織的な対応

ステップ① ↓ ステップ②

### 取り組みにあたっての留意事項

◇取り組みの前提として必要になること

- ① 社協役職員の共通理解（局内連携体制づくり）
- ② 職員育成の体制づくり
- ③ 活動財源の確保
- ④ 地域の社会福祉法人・福祉施設等との連携・協働
- ⑤ 地域福祉活動計画等の策定・改定

### 新 3. 地域づくりのための活動基盤整備

- (1) 小地域における住民の福祉活動の組織と活動拠点の整備（小学校区程度）
- (2) 住民主体による福祉コミュニティづくりと住民活動の拡充
- (3) 地域づくりに向けた人材確保・育成
- (4) 住民参加の促進と連携・協働の体制づくり

ステップ① ↓ ステップ②

### 取り組み全体の共通事項

#### 4. 行政とのパートナーシップ

- (1) 担当部門を越えた行政との連携強化
- (2) 行政と協働した地域福祉推進に向けた計画と評価
- (3) 権利擁護等に関する行政の取り組み強化

ステップ① ↓ ステップ②